

# 令和3年度 三重県「主任介護支援専門員更新研修」受講案内

## 1. 目的

主任介護支援専門員に対して、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

## 2. 実施機関

本研修は、三重県社会福祉協議会が実施します。(県からの委託事業)

研修内容の詳細等については、三重県社会福祉協議会にお問い合わせください。

ただし、受講申込受付と受講決定は、三重県長寿介護課が行います。

## 3. 受講対象者

研修の対象者は、主任介護支援専門員研修を受講し、現在、主任介護支援専門員である者で、主任介護支援専門員の有効期限が概ね2年以内に満了する者(今年度は、有効期限が令和4年1月～令和4年12月の方を最優先)とします。

具体的には、既に主任介護支援専門員研修を修了し、かつ以下の受講要件①から⑤のいずれかを満たすことが必要です。

### 【受講要件】

- ①介護支援専門員に係る研修の企画<sup>(注1)</sup>、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等<sup>(注2)</sup>に年4回以上<sup>(注3)</sup>参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の要件を満たす者

当該主任介護支援専門員更新研修の申込締切日から過去5年以内に実務研修の実習生の指導を受入事業所において行った実績のある者<sup>(注4)</sup>

注1 ①の「研修の企画」とは、研修主催者や講師等と研修内容について検討を行うことであり、研修案内の作成、受講者管理等の事務的な業務は含みません。

また、「ファシリテーター」とは、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言等を行う等により、研修の進行を促進する者をいい、受付係や進行の司会者等は含みません。

注2 ②の「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」とは、三重県等が実施する法定研修(介護支援専門員実務研修、更新研修(専門Ⅰ、専門Ⅱ、実務未経験者更新研修)、再研修、主任介護支援専門員(更新)研修)以外の研修に年4回以上参加したこととし、「法定外の研修」とは、介護支援専門員として必要とされる専門的知識・技術を習得するための研修、講演会等をいいます。

よって、パソコン教室、英会話教室など介護支援専門員としての知識、技術と直接関連性のない内容の研修は、ここでいう「法定外の研修」に含みません。

注3 「年4回以上」とは、4回以上の研修を1年以内に参加したことをいい(直近の1年でなくともよい)、少なくとも主任介護支援専門員更新研修受講申込時までには修了していても参加中、もしくは参加することが決定していることが必要です。(未定のもの不可)

資格取得のための研修等で複数日に及ぶ研修の参加については、全体で1回の研修参加として取扱います。

また、研修時間については、最短で2時間以上のものであることとします。

注4 ⑤の「実務研修の実習生の指導を受入事業所において行った実績のある者」とは、居宅介護支援事業所が実務研修実施機関（三重県社会福祉協議会）に提出した介護支援専門員実務研修報告書兼評価表において、実習指導者氏名欄に記載した主任介護支援専門員を該当者としてします。

#### 4. 研修日程等

##### (1) オンライン研修

コース区分	講義（1日）	演習（7日間）	募集人員
A	6/11（金）	7/2（金）、7/9（金）、7/19（月）、8/6（金）、 8/18（水）、9/3（金）、9/4（土）	各コース 55名程度
B		6/19（土）、7/3（土）、7/4（日）、7/18（日）、 8/10（火）、8/14（土）、8/20（金）	

##### ◎受講環境等

###### ○ハードウェア

デスクトップPC、ノートPC、タブレット端末、またはスマートフォンが必要  
いずれもカメラ機能が必須

タブレット端末、スマートフォンの場合、操作できる機能が限定されるため、できる限りカメラ付きPCによる受講が望ましい。

###### ○ソフトウェア

演習時はZOOMを使用します。

操作方法等の詳細については受講決定通知時にお知らせします。

##### (2) 通学研修

コース区分	講義（1日）	演習（7日間）	募集人員
通学	6/11（金）	6/18（金）、6/19（土）、7/1（木）、7/4（日）、 7/9（金）、8/7（土）、8/27（金）	50名程度

##### ◎留意事項

本コースは、オンライン研修の受講環境が準備できない方への救済措置として設けています。  
通常は、上記（1）オンライン研修を申込ください。

会場は、津市内となる予定です。（受講決定通知時に詳細をお知らせします）

#### 5. 受講申込

##### (1) 提出書類

- ・令和3年度三重県主任介護支援専門員更新研修受講申込書
- ・添付書類

（受験要件により異なります。詳しくは申込書でご確認ください）

##### ※留意事項

次に該当する方も申込が必要です。

- ・昨年度に本研修を申込み、受講開始したが、新型コロナの影響により途中で受講中止した方

(申込書にはその旨明記してください)

(2) 提出方法・提出先

郵送により県長寿介護課に提出してください。

なお、申請書類の持参による提出は可能ですが、電子ファイルやFAXによる申込みは受付できませんので、ご了承ください。

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護支援専門員研修担当 あて

(3) 提出期限

令和3年4月30日(金) 17時まで(当日必着)

6. 受講決定

(1) 受講決定通知

令和3年5月中旬を目途に受講申込者あて郵送でお知らせする予定です。

令和3年5月20日(木)になっても届かない場合は、長寿介護課までご連絡ください。

(2) 留意事項

希望コースを優先して決定しますが、第1希望の申込人数が募集定員を超えた場合は第2希望のコースで決定します(よって、第1希望のみ記入の場合は受講できないことがあります)ので、あらかじめご了承ください。

また、申込者が定員を超えた場合は、①主任介護支援専門員資格の有効期限が令和4年中の方を優先し、②そうでない方については、受講要件の報告内容、介護支援専門員証の有効期間等を考慮のうえ、原則、申込順で決定します。その関係で、同一事業所1名の受講とさせていただく場合があります。

これらのことから、今年度は受講していただけない結果となることもありますので、よろしくお願ひします。

7. 研修事務手数料

主任更新研修 20,000円

受講事務手数料の納入方法については、受講決定時にお知らせしますが、「三重県収入証紙」で5月下旬までに納めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、研修受講の際には、別途テキスト代が必要となり、こちらについても所定の額を5月下旬までに県社会福祉協議会に納めていただくこととなります(価格等の詳細は受講決定時にお知らせします)。

8. その他

(1) 研修日程については、やむを得ず変更させていただくことがあります。

(2) 全日程を修了し、かつ全課程の「研修記録シート」を提出した方に修了証明書を交付します。修了証明書交付後の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

※研修記録シートの記載や提出方法等については、受講決定の際にお知らせいたします。

(3) 受講コースの全部または一部を変更することや、遅刻・早退・欠席は、やむをえない場合を除き

認められませんのでご注意ください。また、補講は開催いたしません。

(4) 遅刻・早退・欠席をした場合の受講継続等の扱いについては、研修初日のオリエンテーションで説明します。

(5) この研修では以下のテーマ（演習課目）に沿ったほかの介護支援専門員に指導を行った事例を用いて演習を行います。研修当日に使用し、発表していただく場面がありますので、予めご用意ください。（提出必須）

- ①リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- ②看取り等における看護サービスの活用に関する事例
- ③認知症に関する事例
- ④入退院時等における医療との連携に関する事例
- ⑤家族への支援の視点が必要な事例
- ⑥社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
- ⑦状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例

※少なくとも上記のうち3課目に該当する事例をご用意ください。ただし、ひとつの事例に複数のテーマが含まれる場合もありますので、必ずしも3事例をご用意いただく必要はありません。（ひとつの事例に上記のうち3課目の要素が含まれている場合も可）

※指導を行った事例をご用意いただけない場合は、本研修を受講することができません。

(6) 通学コースを受講する際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

## 9. 主任介護支援専門員資格等の有効期間について

主任介護支援専門員資格の有効期間は5年間です。

主任介護支援専門員資格の有効期間は、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」に記載されており、有効期間内に本研修を修了する必要があります。

本研修の修了により、主任介護支援専門員資格が有効期間満了日から5年間更新され、同時に介護支援専門員証の更新に必要な更新研修も修了したことになります。

なお、介護支援専門員証には主任介護支援専門員資格の有効期間は記載されていないので、失効することのないよう資格管理に留意してください。

### 本研修に係る問い合わせ先

・研修の申込、受講決定に関すること

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス班

電話 059-224-2262

電子メール [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)

・研修内容、受講テキスト等に関すること

三重県社会福祉協議会

電話 059-271-9911